

米子市錦海団地宅地分譲申込書（法人用）

希望区画又はブロック	第1希望 9-10,9-11,9-16	※受付年月日	※受理番号	※決定区画
	第2希望 9-10,9-11,9-16			
	第3希望 9-10,9-11,9-16			
申込者	商号または名称			
	代表者氏名			
	住所	〒		
	連絡先	TEL	FAX	
	資本金の額または出資の総額			
	従業員数			
分譲代金の支払計画	1 手持金	2 借入金	3 その他	
土地を必要とする理由				
<p>上記のとおり申込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>米子市長 伊 木 隆 司</p> <p>商号または名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

※ 太枠内を記入してください。

裏面の分譲条件について、ご注意ください。

■ 分譲条件

(1) (2) 共通

- ・ 契約保証金として分譲代金の1割に相当する額を契約時に納付すること。
- ・ 分譲代金の残額は、契約締結後、指定する日までに全額支払うこと。
- ・ 分譲契約に定める事項を遵守すること。

(1) 建売住宅の建築をする場合

- ① 市との契約締結から5年以内に建売住宅を建築すること。
- ② 市との契約締結から5年間は建売住宅を建築する目的以外の用途に使わないこと。
- ③ 建売住宅を建築するときは、あらかじめ、市に設計書及び工程表を提出し、協議すること。
- ④ 建売住宅が完成したときは、市に通知すること。
- ⑤ 建売住宅（土地を含む）をその購入者に譲渡するときは、あらかじめ、市に必要事項を報告し、市の許可を得ること。
- ⑥ 建売住宅（土地を含む）をその購入者に譲渡するに当たっては、譲渡に係る契約において、所有権移転登記の日から5年間は、第三者への譲渡、貸付け、用途の変更をしてはならない旨の条件を付すること。

(2) 建築条件付き土地を販売する場合

- ① 市との契約締結から5年以内にその土地に自宅を建築する方（建築主）へ譲渡すること。
- ② 市との契約締結から建築主へ土地を譲渡するまでの間、土地を目的以外の用途に使わないこと。
- ③ 分譲地を建築主に譲渡するときは、あらかじめ、市に必要事項を報告し、市の許可を得ること。
- ④ 分譲地に住宅を建築するときは、あらかじめ、市に設計書及び工程表を提出し、協議すること。
- ⑤ ④の住宅が完成したときは、市に通知すること。
- ⑥ 分譲地を建築主に譲渡するに当たっては、譲渡に係る契約において、分譲地及び建築した住宅の譲渡に係る所有権移転登記の日から5年間は、第三者への譲渡、貸付け、用途の変更をしてはならない旨の条件を付すること。